

令和6年

第9回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和6年第9回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和6年6月24日 月曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時15分

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 吉村 昌之
大塚 和歌子
伊勢 昌弘
奥 真由美
松塚 智宏

6 説明のための出席者

| | | | |
|------|-------|--------|------|
| 教育次長 | 小林 栄幸 | 教育次長 | 藤澤 修 |
| 総務課長 | 高島 知行 | 義務教育課長 | 伊藤 悟 |

7 会議に付した事項

報告第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

8 承認した事項

報告第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和6年第9回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は2番大塚委員と3番伊勢委員にお願いします。

はじめに、報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」説明概要

- ・県議会第1回定例会6月議会に提案する補正予算案等について、教育委員会を開催するいとまがなく、専決処分を行った。

- ・補正予算については、6209万5千円の増額で補正後の予算総額は1061億4388万9千円となる。
- ・施設整備室については、能代科学技術高等学校整備事業完了に伴い、周辺家屋への影響調査を実施するため、建設事業周辺家屋調査事業に4178万9千円を計上している。
- ・義務教育課については、本年度から運用を開始した統合型校務支援システムについて、市町村教育委員会に対して活用・導入支援等を行うため、校務支援システム共同利用推進事業に2千万円を計上している。
- ・3課（幼保推進課・義務教育課・生涯学習課）については、定期預金金利引き上げ等による基金運用益の増加により、運用益を基金に積み立てるための積立金予算が不足することから、幼保推進課で16万2千円、義務教育課で12万6千円、生涯学習課で1万8千円の計30万6千円を増額補正する。
- ・高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室については、高校教育課の業務を高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ移管したことにより2879万2千円を組み替える。
- ・秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案に関する条例案ほか2条例案については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正党により、保育所等における職員の配置基準等を改めるものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【吉村委員】

校務支援システム共同利用推進事業について、来年度10市町村が校務支援システムを追加予定ということで導入に要する初期対応等の支援と活用研修の実施のための予算を組まれているとありますが、システムを導入した年度のみの予算編成になるのでしょうか。

【義務教育課長】

システムを導入しただけでは運用がスムーズに進んでいかないということが予想されますので、必要に応じて予算が必要かどうか検討していかなければならないと考えております。

【吉村委員】

基金の定期預金預け替えに伴う増額補正とありますが、それぞれの基金の目的を教えてください。

【幼保推進課員】

子育て支援等臨時対策基金は、保育所の整備、地域における子育て支援に関する活動の支援、母子家庭及び父子家庭の支援などの事業の原資として使われる基金になります。

【義務教育課長】

公立学校情報機器整備臨時対策基金は、GIGAスクール構想により生徒一人ひとりに情報端末を整備したわけですが、近々端末の更新時期がやってくることから、国からの補助金を基金へ積み立てて一定期間で全地域の端末更新を支援するものになります。

【総務課長】

秋田県美術品取得基金は、美術品を効率的に取得して、そして適切に管理するために積み立てられている基金になります。

【奥委員】

条例改正の保育所等における職員の配置基準を改めるところで、これまでの課題として保育の行き届かないような部分が人数を増やすことで改善されると思うのですが、そういった改正なのでしょうか。また、それぞれの保育所が職員を配置できるのか人員確保についての現状を教えてください。

【幼保推進課員】

国の方で昨年末子ども未来戦略を掲げまして、これまで75年間一度も改正されていなかった条例の元になる国の基準省令が改正されました。それを受けて県条例を改正するものとなっております。県内施設の職員配置の状況につきましては、基準を変えた場合の影響を調査しており約80%の施設は支障がないと回答を得ております。職員が不足する施設や将来的に職員確保について不安を感じている施設もまだありますので、条例経過措置を設けております。

【安田教育長】

他になれば、報告第4号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第4号を承認します。

予定された案件は以上ですが、他にございませんでしょうか。

特になれば、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れ様でした。

教 育 長

2 番

3 番